

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたが、46 年 2 月以降の分についてはすべて追納したはずであるにもかかわらず、申立期間が免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立内容のとおり、昭和 40 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が納付免除（うち、41 年 6 月から同年 10 月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であり、平成 21 年 1 月に記録統合済み）とされていたが、申立期間直前の昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの保険料について、56 年 2 月及び 57 年 4 月の 2 回に分けて追納していることが確認できるとともに、申立期間以降、60 歳に至るまでの保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人は、保険料の免除申請をやめ、再び納付し始めた昭和 49 年度以降については、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、上述のとおり、昭和 56 年 2 月に、その時点で追納することが可能な限度である 46 年 2 月以降の国民年金保険料について追納を開始していることが確認できるとともに、申立人及びその夫は、昭和 55 年度以降、それぞれ 60 歳に至るまでの保険料をすべて前納していることが確認できるところ、現年度保険料の 2 か月分に満たない金額で 1 年分の保険料を追納することができるにもかかわらず、現年度保険料の前納を行った申立人が、申立期間の保険料の追納を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年12月21日とされ、同年12月21日から47年1月1日までの期間が厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を46年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月1日まで

昭和46年12月20日付けでA社(当時は、B社)C工場から同社D営業所へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、47年1月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る社会保険庁の記録は、同社からの記録訂正に係る届出(平成20年11月5日付け)に基づき、既に昭和47年1月1日から46年12月21日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、A社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年12月20日に同社C工場から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 1 月の社会保険事務所の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和 47 年 1 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年12月21日とされ、同年12月21日から47年1月1日までの期間が厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を46年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月1日まで
昭和46年12月20日付けでA社(当時は、B社)C工場から同社D連絡所へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、47年1月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る社会保険庁の記録は、同社からの記録訂正に係る届出(平成20年11月5日付け)に基づき、既に昭和47年1月1日から46年12月21日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、A社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年12月20日に同社C工場から同社D連絡所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和47年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年12月21日とされ、同年12月21日から47年1月1日までの期間が厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を46年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月21日から47年1月1日まで
昭和46年12月20日付けでA社(当時は、B社)C工場から同社D連絡所へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、47年1月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として誤って届出された。
申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る社会保険庁の記録は、同社からの記録訂正に係る届出(平成20年11月5日付け)に基づき、既に昭和47年1月1日から46年12月21日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、A社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年12月20日に同社C工場から同社D連絡所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和47年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和34年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から29年10月5日まで
② 昭和30年9月25日から34年9月1日まで
③ 昭和34年10月14日から35年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間照会をしたところ、A社に勤めていた昭和28年6月から29年9月までの期間と、30年9月から34年8月までの期間及びB社に勤めていた34年10月から35年10月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

いずれの期間も会社に勤めていて保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和34年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人は、「A社に勤務していたときに、B社で技術者を探しているという話を聞いて、転職を決めた。話を聞いてから転職まで2週間ぐらいだった。」と供述しているところ、34年8月にA社に入社した同僚が、「申立人は自分が入社してから1か月も在籍していなかった。」と証言していること及びB社の従業員が、「A社に研修に行き、その研修の担当者が申立人だった。」と証言していることから、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、昭和 34 年 8 月 1 日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から当該事業所に勤務していたとする複数の同僚は、いずれも同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該複数の同僚は、「当該期間前から申立人は以前と同様の業務に従事していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてのみ厚生年金保険の資格取得手続が行われていないことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 30 年 9 月 25 日から 34 年 8 月 1 日までの期間については、申立人の申立内容及び同僚の証言から、申立人が A 社に在籍していたことは推認することができるものの、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、30 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同僚すべてが同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該期間中に「国民健康保険に加入していた。」という証言をしている同僚もいることから、申立人についても、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、社会保険事務所の保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員からは、申立人の勤務期間についての具体的な証言が得られなかったことから、当該事業所において申立人が勤務を開始した正確な時期を特定できない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、申立期間当時の事業主は既に死去して

おり、申立人の勤務実態及び給与から保険料を控除されていた事実について確認できる資料及び供述を得ることもできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所の保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員からは申立人の勤務状況等について、明確な証言が得られなかったことから、当該事業所における申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、申立期間当時の事業主は既に死去しており、申立人の勤務実態及び給与から保険料を控除されていた事実について確認できる資料及び供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間に係る資格喪失日（昭和34年1月21日）及び資格取得日（同年4月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月21日から同年4月5日まで

A社に昭和33年9月1日に入社し、独立するため34年8月24日に辞めるまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録を調べてもらったところ、途中で一度辞めて、3か月後に再入社したことになっている。

このことに納得がいかないのので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、34年1月21日に資格喪失後、同年4月5日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、複数の元同僚は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更が無かったと証言している上、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者期間が途中欠落している従業員は存在しない。

これらの事実等及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録では申立期間前後で標準報酬月額が異なっているが、申立期間が算定基礎届前の期間であることを考慮すると、申立期間直前の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、それまでの20万円から13万4,000円に下げられているが、勤務期間中はほぼ同じ給料（20万円）であり、それに見合った厚生年金保険料が給料から引かれていた。

申立期間について、標準報酬月額が引き下げられているのは納得がいかないため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する20万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成10年2月1日）から2か月以上経過した10年4月14日付けで、9年8月1日にさかのぼって13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の同僚のうち平成10年2月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者16人全員が、申立人と同様に平成10年4月14日付けで9年8月にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の代表者は所在不明のため確認できず、当該同僚からも申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（13万4,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 4 月 14 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について 9 年 8 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額^{ひんぎん}の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったと認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20 万円とすることが必要である。

長野国民年金 事案 599 (事案 223 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 42 年 7 月までの期間及び 43 年 11 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 42 年 7 月まで
② 昭和 43 年 11 月から 50 年 9 月まで

昭和 52 年 12 月に帰国し、53 年 1 月 6 日に昭和 52 年度の国民年金保険料を町役場に納付した。それ以前の未納保険料についても、町役場に納付を申し出たところ、当初町役場は、「当該保険料は納付できない。」と説明していたが、やがて保険料額を計算し提示してくれたので、出国前の昭和 53 年 1 月 18 日又は 19 日に申立期間の保険料約 10 万円を町役場に納付した。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

新たな資料として、平成 14 年ごろに本件について知人に相談したことの証拠であるファックス送信記録を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 53 年 1 月に国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、加入した時点で申立期間の保険料は時効により納付不可能である上、当時、特例納付の実施時期ではなかったこと、ii) 申立人及びその妻は、共に 53 年 1 月に国民年金に加入し(夫婦の国民年金手帳記号番号は連番)、同年 1 月 6 日に二人分の昭和 52 年度の保険料 6 万 2,400 円を現年度納付した後、同年 1 月 18 日に二人分の昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料 4 万 6,800 円を過年度納付したこと(合計納付額は、10 万 9,200 円)が、申立人の所持する領収証及び町の被保険者名簿により確認できるところ、これらの納付については、申立人の記憶が曖昧であり、申立内容が鮮明であるのは不自然であること、iii) 申立人は、「お金を銀行で下ろした。」と説明してい

るが、そのことを確認できる通帳が保存されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに平成 14 年ごろに本件について知人に相談したことの証拠とするファックス送信記録を提出したが、当該資料は保険料納付をうかがわせるものではなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで
20歳の時、私は学生であったので、両親が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和58年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した58年2月11日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その両親が行ったと主張しているが、その両親は既に他界している上、申立人は、その両親から当該加入手続及び申立期間の保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、「両親はきちんとした人だったので、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張するのみで、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 4 月 13 日まで
② 昭和 35 年 8 月 10 日から 36 年 5 月 26 日まで

申立期間①については、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、A社の記録が昭和 36 年 2 月 1 日から同年 3 月 18 日までとなっているが、実際に自分がA社に勤務したのはB社に勤務した期間より前であることから、申立期間①のA社の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

申立期間②については、B社（現在は、C社）に入社してから、昭和 51 年 8 月 16 日に退職するまで、途中で退社していないが、社会保険庁の厚生年金保険の記録では途中の 36 年 2 月 1 日から同年 3 月 18 日まではA社の記録となっており、空白期間もあることから、申立期間②のB社の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社では、当時の関係資料は現存しないと説明していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取得した者の厚生年金保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人が記憶している元同僚には、申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、当該同僚は既に亡くなっており、このほかの同僚からは、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取り扱いについて確認することができない。

2 申立期間②について、申立人はB社において申立期間を含めて継続して勤務していたと主張しているものの、社会保険庁の記録では、昭和35年4月13日から同年8月10日までの期間及び36年5月26日から51年8月16日までの期間における申立人の厚生年金保険記号番号は同一であるところ、健康保険被保険者証番号は異なる番号となっていることから、申立人は、B社でいったん資格を喪失し、再度資格を取得したことがうかがえる。また、当該資格喪失日と再度の資格取得日の間にA社における厚生年金保険の被保険者期間が確認できるところ、一連の社会保険庁の記録の流れに不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、B社の人事記録によると、昭和36年3月23日に同社に入社し、雇用保険の記録によると、同年5月8日に資格取得した記録が確認できることから、申立人が主張している35年4月13日から継続してB社に勤務していたことが確認できない。

加えて、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは確認できるものの、具体的な勤務期間については証言を得ることはできない上、B社では、当時の関係資料は現存しないと説明している。

このほか、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 25 日から同年 12 月 12 日まで
申立期間については、A社に雇用されており、B(C県)発D(E県)着の船「F号」(G船籍)で甲板手として働いていた。
申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の乗組員カード、申立人が所持する乗船証明書及び旅券により、申立人が申立期間において、G船籍のF号に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の船員保険法等では、船員保険の被保険者について、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶（借入れ又は回航を請け負った船舶等）に乗り込む船長及び海員並びに予備船員とする旨規定されているところ、申立人が乗船したF号は外国船籍の船舶であり、日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶にも該当しない。

また、A社によれば、「申立期間当時、船員が外国籍船に乗る場合、船員保険が喪失するので国民年金、国民健康保険へ加入するよう周知が行われており、申立人の申立期間に係る船員保険の資格取得届出や保険料の控除等は行っていない。」と説明している。

さらに、社会保険庁の記録によると、当時のF号の船長についても、申立人と同様に、当該F号に乗船していた期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

A省から出向し、昭和46年7月20日から51年7月15日までB事業団に勤務した。省庁から特殊法人への出向者は厚生年金保険と共済組合との両者に加入できることになっていたはずで、勤務期間のうち、途中の申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。社会保険庁の記録管理上の不具合によって生じた問題と思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、B事業団（現在は、C機構）は、昭和40年9月1日に適用事業所となり、その時に、厚生年金保険と健康保険を適用するものと健康保険のみ（官庁出向者対象）を適用するものの、2つの適用事業所に係る記号を有していたことが確認でき、社会保険事務所が保管する健康保険のみを適用する方の被保険者名簿により、申立人が当該事業団に出向した46年7月20日に健康保険の被保険者になったことが確認できる。

また、当該事業団は、昭和47年4月1日のD健康保険組合の設立に伴い、同日に申立人が被保険者となっていた方の適用事業所が全喪し、当該健康保険組合が保管する被保険者名簿により、同日に申立人を含む8人の官庁出向者が健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業団において、申立人を含む7人の官庁出向者が、昭和48年4月1日になって一緒に厚生年金保険の被保険者になったことが確認できるものの、これ以前について同名簿から申立人の氏名を確認することはできない。

加えて、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで
平成 6 年 7 月から 7 年 8 月までの期間は 50 万円の給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が引下げられている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の 8 年 3 月 12 日付けで、申立人の 6 年 7 月から 7 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額の記録が 41 万円から 9 万 8,000 円に、7 年 6 月から同年 7 月までの期間に係る標準報酬月額の記録が 30 万円から 20 万円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時、当該事業所の経営状態が悪化し、平成 7 年 12 月に破産するに至る状況下において、経理事務を担当していた元社員は、「会社が破産する前に、社長が標準報酬月額を引き下げなければならないと言っていたのを記憶している。引き下げ手続は社長か弁護士が行ったと思う。」と証言しているところ、破産管財人である弁護士は、「私は、社会保険関係の手続は一切行っていない。」と回答しており、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難いことから、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 2 月 1 日から 6 年 10 月 31 日までの標準報酬月額が 8 万円、6 年 11 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。給与額の記憶はないが、生活できるくらいの給与はもらっていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その 5 日後の同年 4 月 5 日付けで、申立人の 5 年 2 月から 6 年 10 月までの期間に係る標準報酬月額の記録が 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額の記録が 9 万 2,000 円にそれぞれ訂正されていることが確認できる。

また、標準報酬月額が引き下げられている事実について、申立人は、「社会保険事務関係は、もう一人の代表取締役が行っており、自分は何も知らなかった。」と主張している。

しかしながら、元社員は、「もう一人の代表取締役が実質オーナーであるが、申立人は社長として同社の経営を任されていた。」と証言している上、申立人は、「当時、社会保険料の遅延があり、たびたび社会保険事務所の職員が来て何かの指導があったと聞いている。」と供述していることから、申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正について何も知らないと言える立場とは考え難く、当該訂正処理に関与していたものとするのが自然であ

る。

また、申立人は、「当社は平成8年の春ごろまで営業していた。」と供述しているところ、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、8年10月14日に株主総会の決議により解散していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の引下げに関する行為は、同社の業務として行ったものであると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為に対し責任を負うべき立場にあり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 5 日まで

A社B工場に、同期と昭和 30 年 4 月 1 日に同時入社したはずなのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が自分だけ同年 5 月 5 日となっていることは納得できない。

資格取得日を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場（現在は、C社）の保管している厚生年金保険資格取得届控により確認できる申立人に係る厚生年金保険の資格取得日、及び雇用保険の資格取得日はいずれも昭和 30 年 5 月 5 日とされている。

また、複数の従業員の証言及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、当時、当該事業所においては、学歴、資格、採用形態等により厚生年金保険被保険者資格取得日の取扱いが異なっていたことがうかがえるところ、申立人の勤務状況等について、当時の同僚等からは具体的な証言を得ることはできなかったため、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の取扱いは不明である。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。